

平成30年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【ホームヘルプ】

< 要支援 1・2 >

利用料（1ヶ月の基本料金）

サービスの回数	1ヵ月利用料金	処遇改善加算Ⅰ	合計
介護予防訪問介護Ⅰ おおむね週に1回	1,168円	160円	1,328円
介護予防訪問介護Ⅱ おおむね週に2回	2,335円	319円	2,654円
介護予防訪問介護Ⅲ おおむね週に3回	3,704円	507円	4,211円

< 要介護1～要介護5 >

身体介護（訪問1回あたり）

提供時間	基本料金	特定事業所加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ	合計
20分以上30分未満	273円	27円	37円	337円
30分以上1時間未満	433円	43円	59円	535円
1時間以上1時間30分未満	633円	63円	86円	782円

生活援助（訪問1回あたり）

提供時間	基本料金	特定事業所加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ	合計
20分以上45分未満	199円	20円	27円	246円
45分以上	245円	25円	33円	303円

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
特定事業所加算Ⅱ	人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整えることでよりよいサービスを提供できるように努めます。	1回の基本料金 の10%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な待遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	訪問介護基本 サービス費 \times 0.137

◇上記以外に該当した場合は下記の加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
初回加算	新規の利用者に対して、初回に訪問した際にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行い、安全安心に配慮した活動に加算されます。	1ヶ月 200円 (1回のみ) 訪問介護計画書を作成し交付した月
生活機能向上連携加算	利用者に対して訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所のリハビリテーション専門職とサービス提供責任者が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書作成することで自立支援型のサービスの提供を促進します。	1回 100円 初回の訪問介護が行われた日より3ヶ月
緊急時訪問介護加算	緊急時などに利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員との連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行います。	1回 100円